国都計第68号平成26年8月1日

各都道府県知事 各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長

都市計画運用指針の改正について

「都市計画運用指針(平成 12 年 12 月 28 日付建設省都計第 92 号建設省都市局長通知)」の一部を下記の通り改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対して、本通知 を採用いただくようお願いする。

なお、改正後の指針については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/compactcity_network.html) に掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

「Ⅲ. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方」、「Ⅳ. 都市計画制度の運用のあり方」及び「V. 都市計画決定手続き等」を別添のとおり改正する。

以上